

ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

平成 27 年

春 号

2015 No. 78



特集

阪神・淡路大震災から 20 年



内閣府 (防災担当)
Cabinet Office, Government of Japan

日本の火山

Vol. 33

北海道

えさん

恵山

ツツジが彩る火山



南西側上空から見た恵山（北海道開発局協力により気象庁撮影）

北海道函館市の恵山（標高618m）は、函館市街地から東へ約40km、渡島半島の東南端の太平洋に突き出た位置にある。恵山の火山活動は約4〜5万年前に始まり、約1万年前までに、隣接する海向山^{かいこうざん}、外輪山^{とじょうざん}などの溶岩ドームが形成された。約8000年前の噴火で大規模な火砕流が発生して山麓に台地が作られるとともに、恵山溶岩ドームが形成された。この後、5000年前、3000年前、2500年前、6000年前にも火山活動が起こっている。2500年前の噴火では、恵山溶岩ドームの山体崩壊により、岩屑なだれが発生した。最近では、1846年に水蒸気噴火が起こっている。この噴火では泥流が発生し、多数の死者が出た。1874年にも水蒸気噴火が起こり、火砕物が降った。その後、噴火は起こっていないが、恵山溶岩ドームの西麓の爆裂火口では、現在も噴気活動が続いている。恵山は標高が低いにもかかわらず、多様な高山植物が生育している。特に、エゾヤマツツジ、サラサドウダンなどのツツジ類は有名で、5月下旬から6月上旬の開花の時期には、山肌が赤く染まる。恵山の山頂へは登山道が通じており、山頂からは、太平洋、津軽海峡、対岸の下北半島等の眺望を楽しむことができる。

恵山

火山噴火予知連絡会により活火山に指定されている。気象庁により噴火予報（平常）が発表中である（平成27年2月9日現在）。

CONTENTS

- 2 日本の火山 Vol. 33
恵山 (北海道)
- 4 **特集**
**阪神・淡路大震災から
20年**
- 8 **Disaster Management News**——防災の動き
・長野県北部地震における白馬村神城堀之内地区における地域住民が中心となった救助・避難活動について
・災害対策基本法改正 (放置車両対策等の強化)
・「第30回防災ポスターコンクール」受賞作品決定
・罹災証明書の交付について
・地域における防災教育の実践に関する手引き
・内閣府主催「首都直下地震時の災害ボランティア連携訓練」
- 18 「楽しみながら、しっかり学ぶボウサイ」を始めよう! 第4回
阪神・淡路大震災の教訓や知恵を次の世代へ伝える
NPO 法人プラス・アーツ
- 19 防災Q & A [給食施設の防災対策]
災害後も給食を提供しなくてはならない施設ではどのような対策が必要ですか
危機管理教育研究所 危機管理アドバイザー 国崎 信江
一日前プロジェクト 第33回
- 20 災害を語りつぐ 3
安政南海地震津波 (1854)
- 22 防災リーダーと地域の輪 第22回
津波の経験を未来へと伝える
北海道 奥尻島津波語りべ隊



第30回防災ポスターコンクール 防災担当大臣賞

幼児・小学1年生の部
富山県/富山市立大広田小学校
野々村有莉 (ののむら ゆうり) さん

受賞者の声

大きなたいふうで雨あらしになったときのえをかきました。わたしは、たいふうでこまった人がいたらたすけてあげたいです。みんなでたすけあって、大きなたすけあいのわができたらいとおもいます。そして、みんなのえがおがみえるといいです。

阪神・淡路大震災によって崩れた
兵庫県神戸市のビル
(神戸市 提供)

特集

阪神・淡路大震災から20年

阪神・淡路大震災の発生から今年で20年を迎えました。日本で初めて近代的な大都市を襲った直下型地震によって、多くの人が犠牲となりました。その後、日本では大震災の経験を活かし、様々な防災対策が進められました。大震災の教訓や記憶を継承し、将来発生する災害に備えましょう。

第3回国連防災 世界会議に向けて

阪神・淡路大震災から20年を迎えた1月17日、山谷えり子内閣府特命担当大臣（防災）は兵庫県を訪問し、「人と防災未来センター」を視察した後、「阪神・淡路大震災20年追悼式典」に出席し、政府を代表して追悼の言葉を捧げました。

その後、第3回国連防災世界会議に向け、ワルストロム国連特別代表と会談を行いました。会談で山谷大臣は「日本においては、



ワルストロム国連事務総長特別代表と会談する
山谷大臣（兵庫県災害対策センター）

Build Back Better の『防災の主流化』※が定着してきている。強靱化や事前防災の重要性の認識が広まり、防災事業はコストではなく投資の考えを持つようになってきた」と述べました。これに対して、ワルストロム特別代表は「国連防災会議では、（山谷大臣は）議長として Build Back Better と『防災の主流化』をぜひ世界に広めてほしい。多くの国では、短期的な視点で判断することが多く、災害予防や災害リスク削



人と防災未来センターを視察する山谷大臣

減が優先事項とならない傾向がある。防災の主流化を進めるためには震災の記憶を風化させないことが重要である」と述べました。さらに、山谷大臣は「(世界会議の)各セッションの成果を防災行動につなげるものにしていきたい。セッション以外にも、防災グッズの展示会の開催、日本の文化や食を体験できるエクスカーションやスタディーツアーも企画している。頭、心、体、魂が共同して働き、防災の主流化に資するものになりたい」と述べました。

※「Build Back Better」は、災害発生前よりも、より災害に強い社会を目指すこと。「防災の主流化」は、政府が防災を国家の優先課題と位置付けること、防災の視点をあらゆる開発のセクターに取り入れること、防災への事前投資を拡大することなど。(国際協力機構「防災の主流化に向けて」パンフレットから)

阪神・淡路大震災の記憶を継承

6400名を超える命が失われた阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、建築物の耐震改修の促進、地震に強いまちづくり、住宅に被害を受けた被災者に対する支援策の

充実など、政府は様々な災害対策を推進してきました。兵庫県が設置した「人と防災未来センター」の運営支援もその一つです。同センターは、防災、減災に関する研究、研修等のほか、阪神・淡路大震災に関する資料収集・保存・展示の取組を推進しています。

人と防災未来センターでは現在、特別企画展「1・17阪神・淡路大震災20年 伝えよう 未来へ 世界へ」が開催されています(平成27年6月28日まで)。

企画展のパート1の「あらためて振り返る1995・1・17」では、被災地の20年の歩みを見つめ直しています。ここでは、震災の経験と教訓を、震災を知らない世代にも伝えるために、資料や地図、3D映像、データ、年表など多様な切り口での展示が行われており、資料室所蔵の震災資料の实物や報告書から得られる知見も活かされています。

パート2の「1・17と3・11ふたつの災害の特性を知る」では、阪神・淡路大震災と東日本大震災の各種データがまとめられ、両震災の被害データ、特徴等を比較して紹介しています。

パート3の「20XX・X・X 将来の巨大地震に備える」では、

将来の巨大地震への備えを考えるために、「デジタルマッピングジオラマ模型による首都直下地震の被害想定、首都直下地震想像画、南海トラフ巨大地震の被害想定、防災・減災の先進的な取組事例等が紹介されています。

自助・共助の重要性

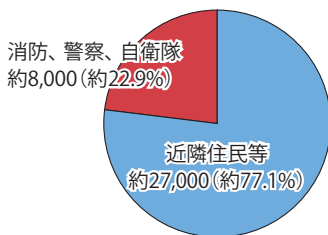
阪神・淡路大震災では多くの建物が倒壊しましたが、そうした建物から救出され、生き延びた人も少なくありませんでした。その約8割が家族や近隣住民等によって救出されています(図表1)。阪神・淡路大震災では、地震によって建物が倒壊するだけではなく、火災も発生しました。行政は建物に閉じ込められた人の救出とともに、

消火活動を同時に行わなければなりませんでした。そのため、行政が被災者の救出活動を十分に行うことができず、被災者の自力での

脱出、家族や近隣住民による救出の割合が多くなっています。(「平成26年度版防災白書」から) 阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模広域災害が発生した時には、「公助」(国や地方公共団体による救援活動等)には限界があることが明らかとなりました。そのため、大規模災害による被害の拡大を防ぐためには、「自助」(自分自身で身の安全を守ること)や「共助」(地域で相互に助け合うこと)が極めて重要です。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年6月と12月に災害対策基本法が大幅に改正されました。その改正の一つとして、行政による「自主防災組織」の育成が明記されました。共助の中核を担う自主防災組織は、自治会等を中心に地域住民によって自主的に組織されます。平時は防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施等の活動、災害時は情報の収集・伝達、初期消火、救出・救援活動等にあたります。兵庫県では、阪神・淡路大震災後、自主防災組織の活動カバー率(全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合)が上昇し、現在は全国でトップレベルの96%に達しています。全国的にもその組織

図表1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



出典：平成26年度版防災白書

数、活動カバー率は年々伸びています（図表2）。

地域コミュニティにおける共助による防災活動をさらに推進するために、平成25年6月に改正された災害対策基本法では「地区防災計画制度」が創設されました。これまで、国レベル、都道府県及び市町村レベルでの防災計画が定め

られていましたが、地区防災計画制度によって、新たに地域レベルで、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が防災計画を策定できるようになりました。地域に詳しい居住者等が策定することで、災害時に、地域コミュニティごと

に効果的な防災活動ができるようにすることが目的です。地区防災計画制度の詳しい内容については、以下のホームページをご覧ください。

(<http://chikubousai.go.jp/index.html>)

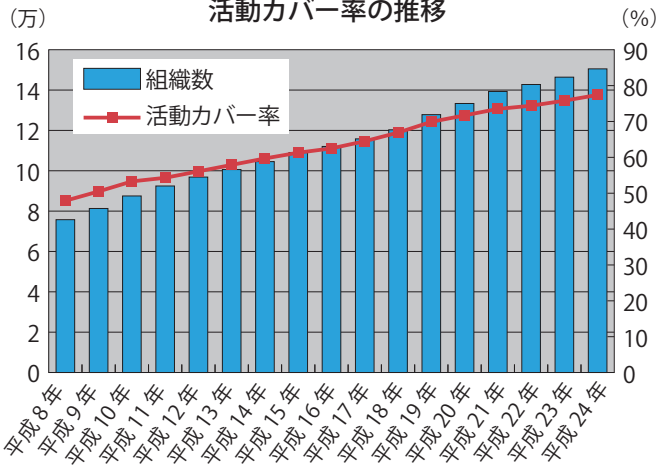
ボランティア元年

兵庫県の調査によると、阪神・淡路大震災の発生直後から1年間で、被災者を支援するために全国から延べ約138万人のボランティアが集まりました。また、被災者を支援する非営利組織（NPO）も数多く生まれました。このため、平成7年は「ボランティア元年」と呼ばれています。

を「防災とボランティアの日」とし、1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」とすることが閣議了解されました。さらに、平成10年には、ボランティア活動等、市民が行う社会貢献を促進するために「特定非営利活動促進法」（NPO法）が制定されました。

阪神・淡路大震災以降、地震や豪雨等の災害時には、数多くのボランティアが被災地の支援に駆けつけるようになりました。ボランティアの受入体制として、災害時には市町村の社会福祉協議会が中心となり、災害ボランティアセンターを開設し、支援ニーズの把握を行うとともに、ボランティア受入の調整やマッチング等を行うようになっていきます。全国社会福祉協議会によれば、東日本大震災では、84カ所の災害ボランティアセンターを開設して、平成25年3月までに、約117万人を超えるボランティア活動の支援を行いました。

図表2 全国の自主防災組織の組織数と活動カバー率の推移



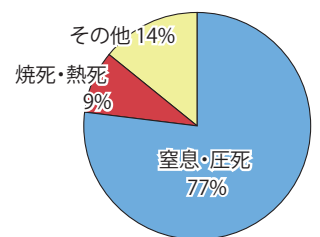
出典：消防庁

しかし、阪神・淡路大震災では、行政側のボランティア受入体制が十分に整っていなかったという問題もありました。そこで、平成7年の災害対策基本法の改正では、災害時のボランティアによる活動を円滑に進めるために、国と地方公共団体がボランティアによる防災活動の環境整備の実施に努めるべきということが加えられました。また、平成7年12月には、阪神・淡路大震災が発生した1月17日

建物の耐震化

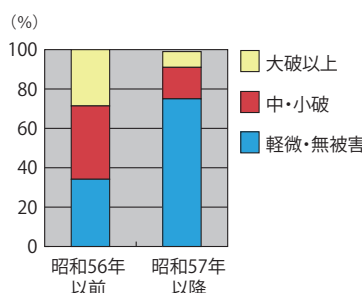
阪神・淡路大震災の犠牲者の死因は、7割以上が建物の倒壊等による窒息・圧死でした（図表3）。そして、倒壊等の被害が集中したのが、昭和56年に定められた耐震基準（新耐震基準）を満たさない

図表3 阪神・淡路大震災の死亡原因



出典：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計からみた阪神・淡路大震災による死亡の状況」

図表4 建築年別の被害状況（建築物）

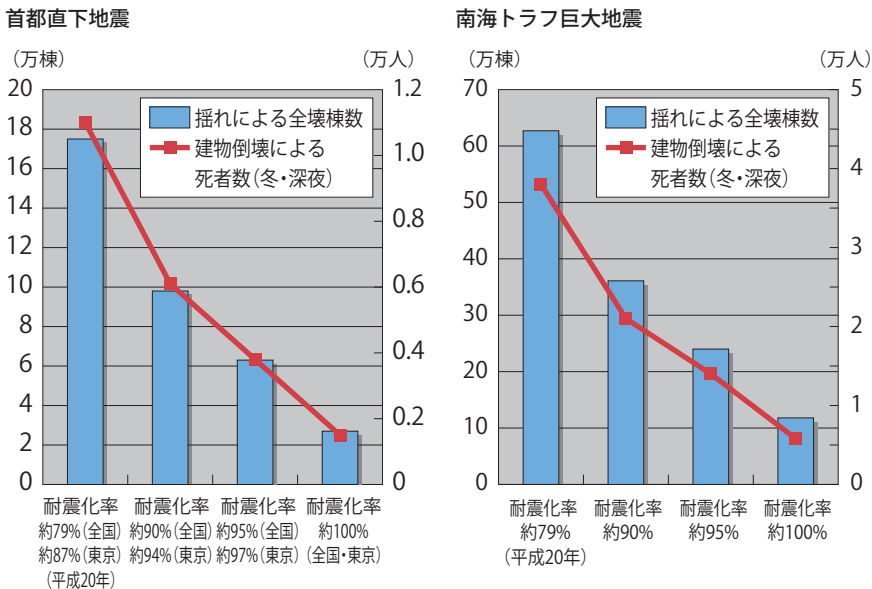


出典：平成7年阪神淡路大震災建築物調査委員会中間報告

建物でした（図表4）。こうした背景から「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が平成7年12月に施行され、新耐震基準を満たさない建物の耐震診断や改修を進めることが定められました。また、東日本大震災の発生を受けて、平成25年11月に耐震改修促進法が改正施行され、病院、学校、ホテル、大型店舗等の不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断の実施と結果報告が義務づけられました。国土交通省の調査によると、平

成20年度時点で、住宅と多数の人が利用する建築物の耐震化率は8割程度で、約1050万戸の住宅と、約8万棟の多数の人が利用する建築物が、耐震性のない状態でした。仮にこの状況で首都直下地震や南海トラフ巨大地震が発生した場合、平成25年に中央防災会議が発表した被害想定では、建築物の倒壊などによる死者数は、首都直下地震が最大約11000人、南海トラフ巨大地震では最大約38000人と考えられています。

図表5 首都直下地震および南海トラフ巨大地震の被害想定と耐震化による効果



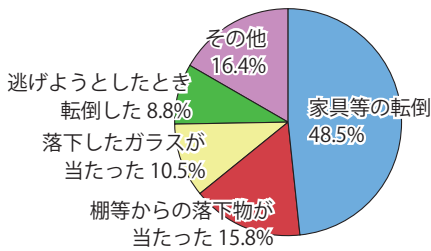
出典：首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）／南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）

家具の固定

阪神・淡路大震災は、早朝に発生したため、多くの人が自宅に就寝中に被害にあっています。阪神・淡路大震災後に神戸市が行った調査によると、けがの原因の約半数が家具等の転倒でした（図表6）。阪神・淡路大震災以降に発生した地震でも、けがの原因の約3割から5割が、家具類の転倒落下等となっています。

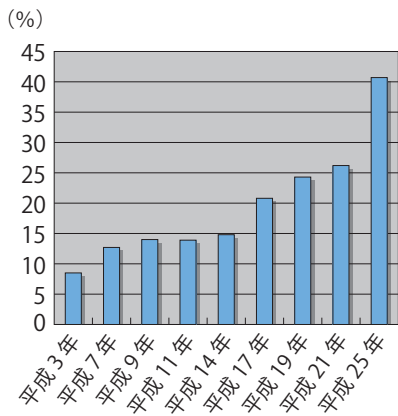
こうしたけがを防ぐためには、家具の固定が最も有効です。家具・家電等の固定を行っている人の割合は、阪神・淡路大震災以降に徐々に増え、東日本大震災の後には、約40%へと急増しました（図表7）。しかし、まだ半数以上の人が家具・家電等の固定を行っていません。大地震では家具は凶器となります。特にタンス、食器棚、冷蔵庫、テレビ等の大型の家具・家電は、転倒防止器具を使ってしっかりと固定しましょう。家具・家電等の固定については、以下のホームページを参考にして下さ

図表6 阪神・淡路大震災のけがの原因



出典：神戸市

図表7 家具・家電等の固定率



出典：防災に関する世論調査（内閣府）

今年1月17日の「阪神・淡路大震災20年追悼式典」で井戸敏三兵庫県知事は「時間の経過とともに、震災の記憶の風化が懸念されています」と述べ、「今こそ、私たちの経験と教訓を未来へと伝え、被害を最小化する減災社会を実現していかねばなりません」と強調しました。

阪神・淡路大震災を過去の災害として振り返るのではなく、私たちひとり一人が、自分のこととして捉えて、災害への備えを進めて行きましょう。

い。（http://www.bousai.go.jp/pdf/oyakudachi01.pdf）

また、家具・家電等の転倒防止のための器具費用や取り付け費用の助成を行っている地方自治体も多いので、お住まいの自治体に確認してみてください。

長野県北部地震における 白馬村神城堀之内地区における 地域住民が中心となった救助・避難活動について ～日常からの共助の取り組み～

長野県北部地震

平成26年11月22日22時8分頃、長野県北部を震源とするマグネチュード6・7 最大震度6弱の長野県北部地震が発生しました。地震の激しい揺れにより長野県では全壊家屋50棟、半壊家屋91棟、負傷者46名の被害がありました。地域住民の助け合いによる救助活動の取り組みにより、倒壊家屋の下敷きとなった方がいたものの犠牲者を出すことはありませんでした。

発災当日の対応

発災直後、白馬村神城堀之内地区では、鎌倉区長をはじめ地域住民や消防団の方が協力しあい警察や消防による活動を待たずに、地区内を巡回するとともに、それぞれが倒壊家屋の下敷きとなった方の救助活動や、高齢者の方などに対する避難支援などを行っていました。



被災地における倒壊した家屋

さなことの積み重ね、親戚のような気持ちであること

②日頃から地域で四季の行事や活動などを通じて協力しあう関係を持っていること
(祭りや野球大会など楽しみなどを通してながら協力や顔見知りとなる関係を様々な場で構築)

③消防団などの活動などや地域での取り組みの中で日頃から防災に対する意識を持つこと

(消防団を卒業後も、壮年者の方も器材の使用方法を熟知)

④リーダー一人だけでなく、それを支える人達が責任を持ち協力する関係を築いている。

(地区の方がなんらかの活動に参加し、責任を持って活動すること)

により、いざという時、共助による助け合いの気持ちを原動力とした救助・避難活動につながるという感じました。

被災地における

日頃の取り組み

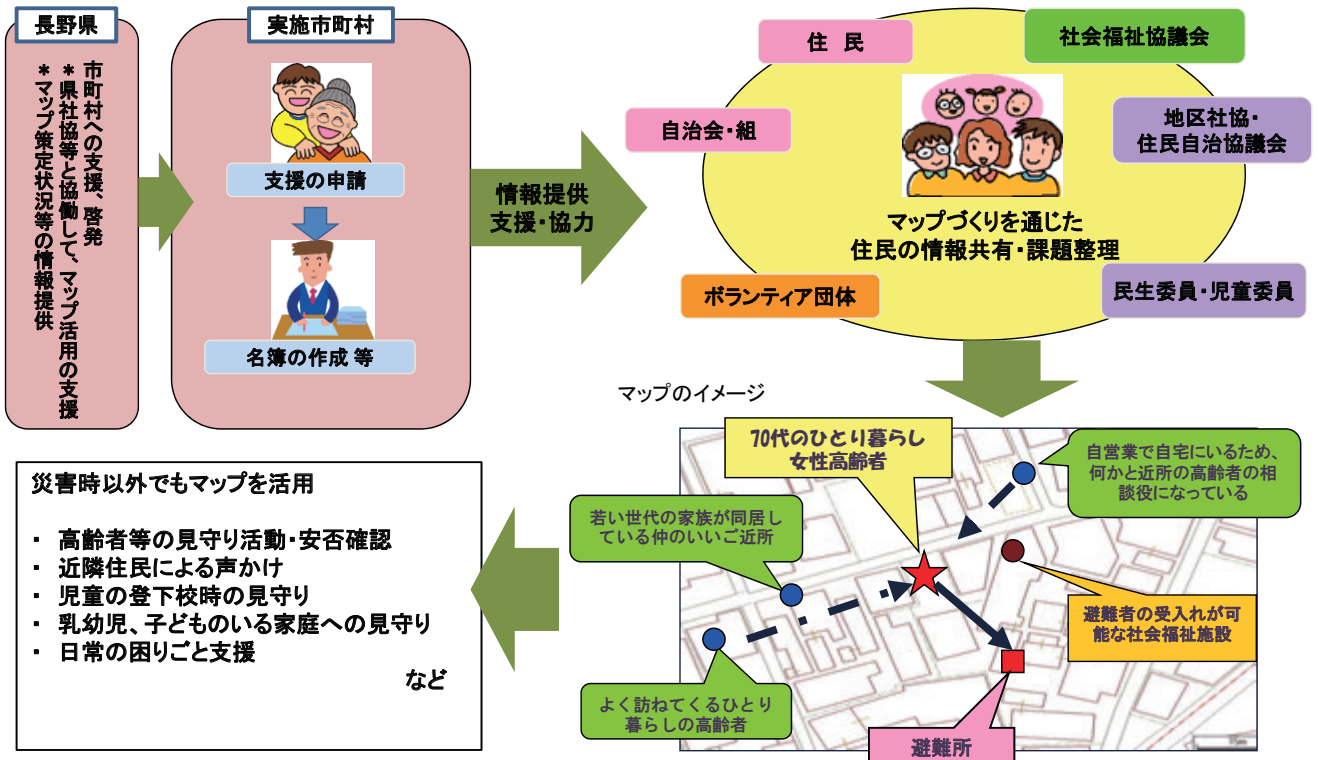
今回の被災では、地域住民が協力し救出活動を行い一人の死者も出ない状況であったため、鎌倉区長からの要請を受けて白馬村役場が速やかにマイクロバスや暖房のある避難施設を手配したため、深夜までには高齢者の方は暖の取れる場所へ避難することができました。

今回の被災では、地域住民が協力し救出活動を行い一人の死者も出



白馬村堀之内地区・被災後の航空写真

長野県における災害時住民支え合いマップづくり による地域支え合いの推進



要配慮者への支援ネットワークを構築するとともに、
日常での住民支え合いに活用

長野県提供

長野県における
支え合いの取り組み

従来から長野県では、災害が発生した際、自力で避難することが困難な要配慮者の方を支援するため、地域での助け合い・支え合い関係を作っておくことが必要と考え、地域住民による「災害時住民支え合いマップ」を作成することを奨めています。このマップはまず、災害時に支援が必要な方を確認するためマップを作るとともに、その方を誰が支えるかを矢印などでつなぐなどして誰にでもわかるようにしています。また、このマップは地域の住民が話し合いの中で作成するとともに、その都度見直ししていくことがポイントであるとしています。白馬村においてもこのマップ作成を通じて要配慮者などの把握を毎年行っていました。

共助の取り組みの必要性

災害が発生した際は、公的機関（警察、消防、自衛隊など）による救助・避難活動だけではなく、地域住民の助け合いによる救助活動や災害への取り組みが大切です。国においても、地域の住民が地域の特性（想定される災害の種類、地形、地域住民の構成など）を踏まえ、住民自らが災害時の対応策などを決められる地区防災計画制度を平成25年度に災害対策基本法を改正して当該制度を創設し、普及に努めています。地域の災害に備える、救助・避難活動などの計画作成にあなたも参加してみませんか。

災害対策基本法改正 (放置車両対策等の強化)

平

成26年2月の大雪の教訓や今後発生が懸念される首都直下地震対策の必要性等を

踏まえ、災害時に立往生車両や放置車両によって道路が閉塞してしまつた場合に、緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が車両の所有者等に移動を命じたり、それが困難な場合には自ら車両の撤去を行つたりすることができるとする「災害対策基本法の一部を改正する法律（平成26年法律第114号。以下「改正法」という。）」が、平成26年11月に成立いたしました。ここでは、この改正法について紹介します。

1. 改正法の経緯

平成26年2月の大雪では、多数の立往生車両が生じ、それらの車両が支障となつて除雪作業が停滞、数日に渡つて交通が遮断されました。また、平成25年12月には中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループがとりまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について」において、道路そのものの被災、鉄道の運行停止による道路交通への負荷の増大などが相まって、深刻な交通渋滞、放置車両が発生する可能性が示されました。

一方、改正前の制度では、

- 道路災害の現場では破損を含む車両の移動が可能であるものの、被災地へアクセスするための、直接被災していない周辺道路については対応できないこと

- 長時間放置された車両の移動は可能であるものの、平常時を想定した制度のため車両を破損してまで移動ができず、迅速な対応が図れないこと

といった限界がありました。

このため、災害時により迅速な対応を行うため、平成26年10月14日に、災害時の放置車両対策等を強化する「災害対策基本法の一部を改正する法律案」を閣議決定、同日に国会に提出しました。本法案は衆参両院での審議を経、平成26年11月14日に全会一致をもって可決・成立、同21日に公布されました。

2. 改正法の概要

(1) 災害時における

車両の移動等

- 道路管理者は、災害が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため必要な場合には、その管理する道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨害となつている車両や車両から落下した積載物等の物件（以下「車両等」という。）の



大雪により立往生車両が発生した国道192号（平成26年12月5日）



除雪が行われる国道192号

改正災対法により道路管理者の権限が強化され、立往生車両の迅速な移動が可能に



所有者等に対し、車両等の道路外への移動、車間を詰めて空いたスペースへの車両等の移動等の措置をとることを命ずることができること

次に掲げる場合には、道路管理者は、自ら車両の移動等の措置ができるとともに、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両等を破損することができると

①措置をとるよう命じられた所有者等が措置をとらない場合

②所有者等が不在の場合

③道路の状況等により所有者等に措置をとらせることができないため、道路管理者が命令をしないこととした場合

道路管理者は、措置をとるためやむを得ない限度において、他人の土地を一時使用し、障害物を処分することができること

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構や地方道路公社は、上記道路管理者の権限を代行するとともに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が当該事務を高速道路株式会社に委託するときは、あらかじめ、会社と協議し、委託する事務や費用負担を定めておくこと

(2) 国土交通大臣及び

都道府県知事による指示

被災現場までのルート全体を広域的に

俯瞰して、ネットワークで緊急通行車両の通行を確保するため特に必要があるときは、国から都道府県及び市町村に、都道府県から市町村に対し、必要な措置をとるよう指示することができること

(3) 都道府県公安委員会の要請

都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があるときには、道路管理者に対し、道路の区間を指定して必要な措置をとるよう要請することができること

(4) 損失補償

道路管理者、機構又は地方道路公社は、やむを得ない限度において車両等を損失した場合に、その所有者等へ補償しなければならないこと

(5) 改正法の施行日

この法律は、公布の日から施行すること

3. 改正法の適用について

改正災対法は、平成26年12月5日に国道192号で初めて適用され、平成27年2月10日現在、44区間で適用実績があります。

「第30回防災ポスターコンクール」 受賞作品決定



第30回防災ポスターコンクール受賞者のみなさん

内 閣府と防災推進協議会では、幼児から大人まで国民のみなさまを対象に、毎年「防災ポスターコンクール」を実施しています。

昭和60年から実施し、今年で30回目の開催になるこのコンクールは、ポスターを描くことをきっかけとして、学校や家庭で国民一人ひとりの防災意識をより高めて、災害による被害を少なくすることを目的に、1473点の応募の中から、「防災担当大臣賞」、「防災推進協議会会長賞」、「佳作」及び「入選」を選出し、1月20日（火）に「防災担当大臣賞」と「防災推進協議会会長賞」受賞者の表彰式が行われました。

表彰式に出席した山谷内閣府特命担当大臣（防災）は、「力作が多く、選定に当たっては審査員の皆様も悩まれました。昨年も広島における土砂災害や御嶽山の噴火、長野県北部を震源とする地震など日本各地で様々な災害が発生しました。災害を減らすために、「起きてからでは遅い！」という心構えで、日頃から地域で防災に取り組むことが大切です。

併せて、大雨の警戒情報などが出たら、行政からの避難勧告がなくても、自分の判断で「安全な所へ」「早めの避難」で命を守る必要があることを訴えるとともに、これからも、友人や学校・地域の方々と、防災について考えていただき、災害に備えた「たすけあいの輪」が広がっていくようにご協力をお願い申し上げます。」とお祝いの言葉を述べました。

続く表彰状授与においては、山谷内閣府特命担当大臣（防災）、近衛防災推進協議会会長（日本赤十字社社長）から受賞者の皆さんが、やや緊張した面持ちで賞状と副賞を受け取りました。

皆様の作品については、今後、「防災白書」を始めとする内閣府が作成する冊子への掲載や、作品の展示を行い、一人でも多くの方に防災への関心を高めていただけるよう努めていきたいと考えております。

みなさまもポスターをきっかけに防災について考えてみませんか？



山谷防災担当大臣から賞状授与



近衛防災推進協議会会長から賞状授与

防災担当大臣賞（5作品）



幼児・小学1年生の部

野々村 有莉（富山県／富山市立大広田小学校）



小学2～4年生の部

榊原 悠斗（愛知県／だれでもアーティストクラブ）



小学5・6年生の部

佐藤 隆斗（徳島県／アトリエ遠渡（高木教室））



中学生・高校生の部

稲葉 稜己（茨城県／つくば市立筑波東中学校）



一般の部

西山 あかり（新潟県／長岡公務員・情報ビジネス専門学校）

防災推進協議会会長賞（5作品）

幼児・小学1年生の部

新美 優月（愛知県／だれでもアーティストクラブ）

小学2～4年生の部

横田 くるみ（茨城県／茨城県潮来市立延方小学校）

小学5・6年生の部

波多野 楓（奈良県／王寺町立王寺小学校）

中学生・高校生の部

森 みな美（東京都／アトリエ IT（イット））

一般の部

岩田 悠子（岐阜県／岐阜県立岐阜総合学園高等学校）

佳作（23作品）

入選（207作品）

受賞作品は次の URL からご覧になれます。
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/poster/index.html>

罹災証明書の交付について

罹

災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を「全壊」「半壊」等と証明したものであり、かねてより災害発生時に市町村から被災者に交付されてきたものです。

現在では、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援制度の適用に幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしています。しかしながら、

市町村によっては、罹災証明書の発行の前提となる住家被害調査の実施体制が十分でなかったことから、東日本大震災に際しては、罹災証明書の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じた事例も少なくなかったところ です。

このため、平成25年の災害対策基本法の改正により、罹災証明書を遅滞なく交付することが市町村長の義務として位置付けられるとともに、これを有効なものとするため、住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努めることが、市町村長の義務とされました。

被害認定とは

罹災証明書により証明される住家の被害程度は、住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体に

住家の被害程度を要件とする被災者支援制度の例

- 給付：被災者生活再建支援金、義援金
- 融資：災害復興住宅融資、災害援護資金
- 減免・猶予：税、社会保険料、公共料金
- 現物支給：応急仮設住宅、住宅の応急修理

占める割合（＝損害割合）により、「災害の被害認定基準」等に基づき「全壊」「半壊」等と認定されます。

これを「被害認定」といい、国が標準的な調査方法を定めています。

具体的には、研修を受けた調査員（市町村の職員等）が、原則として2人以上のグループで、被災された住宅を訪問し、住宅の損傷状況を調査します。

応急危険度判定等との関係

大地震による住家被害が発生した場合、被害認定の他に、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）等の建物被害調査が実施されることがあります。

人命に関わる二次災害の防止を目的とした「応急危険度判定」については、被災後概ね1週間から10日後までの完了を目途として、被災直後から実施されることとなります。

これらの調査は、それぞれ異なる目的を有しているものであり、例えば応急危険度判定で「危険」とされた住家が、必ずしも「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限りませんので、混同しないよう注意してください。

罹災証明書については、以下のホームページもご覧下さい。
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/risaisyounmeisyo.html>。



地域における防災教育の実践に関する手引き

平

成27年3月、内閣府（防災担当）及び防災教育チャレンジプラン実行委員会は、全国各地で防災教育を推進することを目的に、防災教育を

実践する過程で生じる様々な課題を解決するためのヒントを示す「地域における防災教育の実践に関する手引き」を作成しました。その概要を紹介します。

1. 作成の経緯

内閣府（防災担当）では、2004年より「防災教育チャレンジプラン」と呼ばれる取組を行なっています。この取組は、全国各地の団体・学校・個人等を対象に防災教育に係るプランを募集し、内容が優秀なものを「防災教育チャレンジプラン」として選出した上で、その実践に対する支援を行っているものです。2004年から2014年度までの11年間で延べ約200件の取組を支援しており、その長年の成果として、防災教育を円滑に進めるために必要な知識やノウハウ、これから防災教育に初めて取り組もうとする者の手本となりうる優秀な実践事例が集まったことから、それらを整理・分析し、手引きを作成することとなりました。

2. 手引きのポイント

手引きのポイントは次の通りです。

(1) 防災教育の目的・意義の明確化

○防災教育を「地域に属するひとりひとりの防災意識の向上を図り、地域内の連携

を促進することなどにより、地域の防災力（災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ及び災害の復旧を図る力）を強化するもの」と位置付けました。

○防災教育の成果の一つとして、平成23年3月の東日本大震災における岩手県立釜石市立釜石東中学校の事例を紹介し、防災教育を行う意義や重要性を示しました。

(2) 防災教育を実践する上で重要な18のポイントを整理

○防災教育を3つの段階（「準備段階」「実行段階」「継続段階」）に分け、取組を進める上で重要な18のポイントを示しました。さらに6つの要素（「人」「運営」「場」「お金」「ネタ」「コツ」）で類型化しました（図）。

(3) 全国各地の優秀な実践事例の紹介

○18のポイントについて、実践事例を交えながら解説し、読みやすくわかりやすい構成にしました。また、参考資料として各実践団体のURL等を掲載しており、これらを活用することで、手引きに掲載されていない詳細情報を入手することが可能です。

図 防災教育を実践する上で重要な18のポイント

段階	要素	防災教育を実践する上で重要なポイント
準備段階	人(担い手)	① 担い手を決める
	人(つなぎ手)	② 地域のキーパーソンと連携する
	運営(組織)	③ 取組主体を組織化する
	運営(体制)	④ 活動範囲を無理に広げない
	場(時間)	⑤ 準備時間を確保する
	場(場所)	⑥ 活動場所を確保する
	お金(資金)	⑦ 活動資金を確保する
	ネタ(知識)	⑧ 知識や情報を収集する
	ネタ(教材)	⑨ 目的に応じた教材(プログラム)を作成する
実行段階	人(つなぎ手)	⑩ 経験豊富なアドバイザーを確保する
	運営(体制)	⑪ 地域の理解を得て関係機関と連携する
	場(時間)	⑫ 活動時間を確保する
	お金(経費)	⑬ 経費を低減させる
	コツ(工夫)	⑭ 他の実践団体と交流する
継続段階	人(担い手)	⑮ 後任者を育成する
	ネタ(教材)	⑯ 知恵や経験を形式化化する
	コツ(工夫)	⑰ 成果を外部に発表する
	運営、ネタ、コツ	⑱ 活動内容を継続的に見直す

《3つの段階》

準備

実行

継続

《6つの要素》

人 担い手・つなぎ手

運営 組織・体制

場 時間・場所

お金 資金・経費

ネタ 知識・教材

コツ 工夫

3. 今後の予定

内閣府（防災担当）が主催する防災教育チャレンジプランや、文部科学省、地方公共団体等が行う各種防災教育の場において、本手引きを積極的に紹介してまいります。また、3月14～18日に仙台市で開催される第3回国連防災世界会議の関連事業でも、本手引きの紹介を行う予定です。日本あるいは世界中で、防災教育の輪が一層広がるよう取り組んでまいります。

内閣府主催 「首都直下地震時の 災害ボランティア連携訓練」



有明の丘基幹的広域防災拠点施設において実施された「首都直下地震時の災害ボランティア連携訓練」に参加する災害ボランティア

平成 26年12月11、12日の2日間
にわたり、有明の丘基幹的広域防災拠点施設において、「首都直下地震時の災害ボランティア連携訓練」（内閣府主催）が開催されました。

（1）東日本大震災で認識された災害ボランティアに係る課題

（1）東日本大震災で認識された災害ボランティアに係る課題

広域かつ甚大な被害を前にして、被災地域における災害対応能力と被害の大きさにギャップが生じる状況において、被災地外から多くの人的支援がなされましたが、被災地域の受け入れ機能が著しく低下していたことなどもあり、被災地のニーズと支援側のリソースをマッチングして、支援を効果的に行うことは非常に困難な状況になりました。

○行政（政府・地方自治体）とボランティアセクターとの連携に関する課題

・各地で様々なボランティア活動が行われたが、政府現地対策本部などでは、ボランティアセクターの窓口が明確ではなく、東日本大震災前に関わりのあった団体や個人との情報交換、調整のみとなった。被災地では、地元社会福祉協議会を中心として災害ボランティアセ

ンターが設置され、個人ボランティアの受入れ体制は整えられたが、地方自治体と災害ボランティアセクターなどの連携は地域によって差が生じた。

○ボランティアセクター間の連携に関する課題

・NPO・NGOなど外部からの支援者と被災地の災害ボランティアセンターが、情報を共有できる環境を十分に整えることができなかった
・支援団体間の調整を担う組織や人材が不足していた

2つの課題のうち、ボランティアセクター間の連携に関する課題の解決に向けて、訓練モデルを作成することを目的に、平成25年度は、南海トラフ地震の被害が想定される高知県、静岡県にて、そして今年度は首都直下地震の被害が想定される東京において災害ボランティア連携訓練を実施しました。

（2）実施した訓練の概要

①話題提供「首都直下地震の被害の特性について」

加藤孝明氏（東京大学生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター）より、「東京湾北部地震（M7.3）」「多摩直下地震（M7.3）」

「海溝型地震（M8・2）」「立川断層帯地震（7・4）」について被害想定を解説いただきました。また、地震被害想定はあくまで参考値であり、地震被害想定を参考にして地域の被害状況を精度高く描き出す努力が必要であるとの解説をいただきました。

②ワーク1 「被害を理解する」

都心南部直下地震が発生したと想定し、首都圏全域をグループ分けしたうえで、①対象地域内で、交通規制対象道路をチェックし、白地図に記入 ②通行可能な道路を白地図に記入 ③全壊・焼失が激しい地域を白地図に記入し、この後実施する地域間連携、支援団体間連携をしやすくするために必要な「被害状況確認」を行いました。

③ワーク2 「首都圏域の支援の方向性を共有する」

被災地内外の支援団体がどこに支援拠点（受け入れ拠点・後方拠点）を設置できるかを検討し、共有することを目的に、ワーク1で作成した白地図をもととして、被災地内の支援グループは「支援受け入れ拠点を、被災地外の支援グループは「後方拠点をどこに設置できるかグループで話し合いました。その際地域特性を考慮したうえでそれぞれの拠点の役割（ボランティアの中心継拠点、宿泊機能、資器材の保管等々）も論議しました。

④ワーク3 「情報共有、連携をイメージする」

都心南部直下地震が発生した際に、支援の中心となる「東京災害ボランティアセンター」では、都内の状況把握や支援調整、支援の受入れなどの対応に追われ、都内、都外周辺の状況が十分につかめないことが想定されます。そこで都内、関東圏の支援関係者を対象に「情報共有の場」＝連絡会議を設置し、支援実施状況を共有することにより必要な調整を把握する機会を設けました。

(3) 参加者の声

○成果

- ・地図・話題提供を元に、拠点の持ち方・考え方について、具体的にイメージ出来た。
- ・拠点を設定するには被害状況、道路状況、社会資源、カバーできるエリア等の具体的なイメージ、情報を持つていなければいけないということを学んだ。

○課題

- ・首都圏域での被害は想定できたが、具体的支援に結びつけるには人口や範囲がとて大きく、イメージ化が難しかった。
- ・支援の方向性というより多岐にわたる支援をどのようにつなげられるか、連携できる団体との平時からの調整が必要だと感じた。

- ・被災地が何を求めているのか、どこに支援団体があり、パートナーシップが組

そうなのかももう少し情報があると後方支援はやりやすいと思いました。

広域大規模災害発生時には、様々な連携が必要となります。平時から検討を深めておくことが、災害発生時に有効であることが改めて、確認できました。

内閣府では、災害時におけるボランティアアセクター間の連携、行政とボランティアアセクターとの連携ができるよう環境整備を進めています。本訓練を含めて、参考となる資料を内閣府防災情報のホームページ「防災ボランティア」のページに掲載しています。ご覧ください。(http://www.bousai-vol.go.jp/)



首都直下地震を想定した訓練を、白地図を使って行う参加者

「楽しみながら、しっかり学ぶボウサイ」を始めよう！

NPO 法人プラス・アーツ

東日本大震災以降、防災教育の重要性はますます高まってきています。このページでは NPO 法人プラス・アーツが開発してきた、「子どもたちと楽しく防災を学ぶ」プログラムやツールの紹介と、活用現場のレポートを併せて掲載していきます。

第4回 阪神・淡路大震災の教訓や知恵を次の世代へ伝える

●「楽しい」が子どもたちの学びの力となる

「イザ！カエルキャラバン！」



子どもたちに大人気の「水消火器で的あてゲーム」

「電車に乗ったら、車内の消火器を指して、3歳の娘が言うんです。『パパ、あの使い方知ってる？まず黄色いピンを抜いてね…』って。娘は一回しか体験していないのにす

ごいですね！」と、あるお父さんが話してくれました。娘さんが体験したのは、「水消火器で的あてゲーム」。「イザ！カエルキャラバン！」のプログラムの一つです。

「イザ！カエルキャラバン！」は、美術家の藤浩志氏が考案したおもちゃの物々交換プログラム「かえっこバザール」のシステムと、ゲーム感覚で楽しみながら消火・救出・救護などの知識や技を学べる「防災体験プログラム」を組み合わせたイベントです。

阪神・淡路大震災から10年目にあたる2005年にプラス・アーツが開発し、その防災体験プログラムの多くは、被災者の方々へのヒヤリングなどの調査をもとに考案され、被災地で本当に役立った“知識”や“技”を分かりやすく伝えるものとなっています。

しかし、冒頭で紹介した娘さんは「防災」を学びたいと思ったのではなく、おもちゃが欲しいから、楽しそうなゲームに参加してくれたのでしょ。それでも「楽しさ」が、彼女に正しい消火器の使い方をしっかり

伝えてくれました。

これが「イザ！カエルキャラバン！」の最大の特長です。例えば、「〇月×日、防災訓練実施します」と呼びかけてどのくらいの数の大人と子どもが集まるでしょうか？集まる人たちは毎回同じ顔ぶれということはないでしょうか？こうしたこれまでの防災訓練が抱えていた課題を解消したのが「楽しさ」です。「楽しさ」が子どもたちをひきつけ、そして災害時に地域を守る中心となってもらいたい若いファミリー層も巻き込む仕掛けとなっています。

地震大国・日本において、地震は「モシモ」ではなく、「イツモ」起こりうるものだという意識を持つことが重要であり、そのためには「防災」を日常に溶け込ませる工夫が必要です。その一つが「楽しさ」ではないかと私たちは考えています。一見すると異質なもののように思えますが、実は「楽しい」と「防災」はお互いの魅力を引き出すベストマッチングなのです。

HPを今年リニューアルしました！

「イザ！カエルキャラバン！」は、全国21都道府県で計210回以上、また海外では10カ国以上で開催されています。こうした開催地のほとんどで、プラス・アーツが開催のためのノウハウをお伝えした地域団体や自治体、教育機関、企業などが主体となって実施しています。プログラムに興味を持たれた方、開催をご希望される方は、プログラムの詳細、開催スケジュールなどが掲載されているホームページをぜひご覧ください。

「イザ！カエルキャラバン！」ホームページ
<http://kaeru-caravan.jp/>



「また来年です！」と言ってくれた方々の期待に、これからの10年も応援していきます！

翌日には、23団体の協力のもと「イザ！カエルキャラバン！」を開催。「イザ！カエルキャラバン！」のレギュラープログラムの他、各団体オリジナルのプログラムも加わり、開催時間の3時間では回り切れないほど盛りだくさんのイベントとなりました。



東日本大震災の教訓から生まれたプログラムに、JICAの研修員も高い関心をもってくれました。

「楽しい」の現場——兵庫県神戸市

災害後も給食を提供しなくてはならない施設ではどのような対策が必要ですか

A 人や物の供給体制について各機関との連携を図りながら準備をしましょう

給 食施設には、学校、保育所、寮、宿泊施設など1日に1食、福祉施設（介護老人・児童・心身障害者等）など給食を1日3食提供している施設があります。病院や福祉施設では、疾病や体の状態に合った食事を摂ることとは生命維持に多大な影響を与えるため、災害時においても「食の質を落とさず1日3食の給食を継続して提供する」ことが求められます。家庭でも施設でも災害時＝非常食という固定概念で保存性の高い簡易食を備蓄していますが、施設にある食材を腐らせる前に活用して提供す



危機管理教育研究所 危機管理アドバイザー
 国崎 信江（くにさき のぶえ）
 阪神・淡路大震災を機に、女性の視点を生かして自然災害から子どもを守るための研究を始める。防災・防犯関連の著作、講演のほか、内閣府・文部科学省など多くの防災関連の専門委員も務めている。

栄養士会、調理師会、配膳支援のボランティア等について協議し連携体制を整備しておきましょう。

る方法を考えることが重要です。しかし、熱源や水の確保、食器や調理器具の洗浄や衛生面、献立など様々な課題に対して事前の準備なしに対応できるものではありません。施設管理者や責任者は、自家発電が200ボルト用の冷蔵庫に対応するか、オーダリングシステム・院内専用電話・FAXが機能停止時の食数の把握方法、配膳用エレベーター停止時の配膳方法、災害対応にあたる職員の食数の把握など、危機管理マニュアルの作成や訓練を通じてひとつひとつ細部まで確認する必要があります。調理担当者は人手不足や制限のある調理環境のなか、短時間で効率よく作業する調理方法や献立を考えます。ほかに、市町村等の関係機関や食品納入業者、

もし、一日前に戻れたら...

シリーズ
 「一日前プロジェクト」 第33回
 東日本大震災（平成23年3月）

親のしつけに感謝～我が家の防災教育はとてもシンプル～！

（岩手県宮古市 60代 女性 元校長）

私たち6人姉弟は、地震が起こるといつも、「地震だ、逃げろ！それー」って、ランドセルを背負って近くの山に逃げました。ランドセルが空っぽだからと教科書をとりに行こうとすると、「絶対に戻るな！」と言われました。夜は公民館へ逃げました。真っ暗でも着られるように服をたたんで順に枕元に置いて寝ること、すぐに外へ出られ

るように玄関の靴を揃えておくことが我が家の決まりでした。東日本大震災の日も、迷わず逃げることを選びました。地震が起きたのは5時間目の授業中。校舎がメキメキと揺れる中、生徒を集め、一枚ジャケットを羽おらせ、中学生には小学生を手伝わせて避難しました。私の両親は昭和三陸津波で家族を失っています。それだけに、子どもたちに津波の恐ろしさを徹底して教えてくれたのだと思います。とてもシンプルな分かりやすい防災教育でした。

被災者の体験談を聞く事ができる『一日前プロジェクト』は下記HPでも見ることが出来ます。家庭はもちろん、地域や職場等、さまざまな話が掲載されていますので、企業の「社内報」や地域での「広報」に幅広く活用してください。

安政南海地震津波 (1854)

1854年に大阪を襲った津波では、多くの方が犠牲になりました。津波の後、悲劇を忘れないために建てられた石碑が、今も地域の人たちによって守り続けられています。



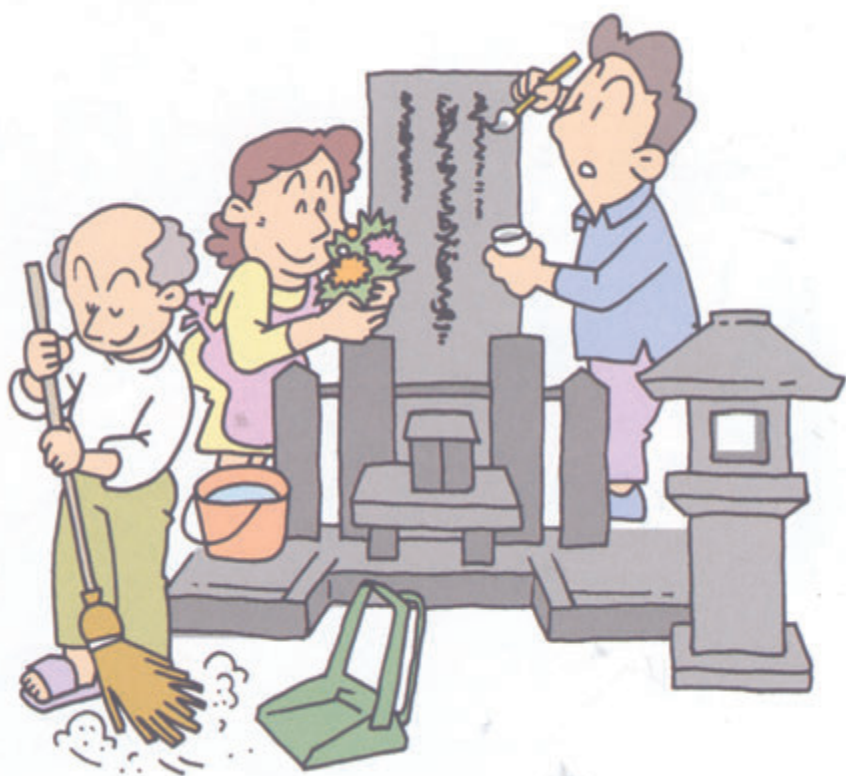
江戸時代の終り、1854（安政元）年12月24日、大阪の町中を津波が襲いました。大阪は「水の都」といわれ、町の中を何筋もの川が通り、川にはたくさんの橋が架けられていました。

津波は港の大船を川筋に沿って押し上げ、川の小舟に避難していたたくさんの人々の命を奪いました。これは、四国沖の海底で発生した大規模な地震によって引き起こされたもので、安政南海地震津波と呼ばれています。

この5ヶ月ほど前の7月9日にも、三重県伊賀上野で内陸直下型の地震が発生しました。大阪でもかなりの揺れを感じましたが、この時は多くの方が川舟に避難して無事でした。その経験から、12月24日の地震の時も7月の地震の時と同じように、船に避難しようとしたのです。しかし、12月の地震は津波を伴う地震であったため、多くの人が被害を受けることになってしまいました。

実は約150年前の1707（宝永4）年にも同じように海底地震によって津波が発生、大阪はもちろんのこと、太平洋沿岸に大きな被害を与えています。しかし、江戸時代の終り頃には、大阪の人たちはすっかり昔の災害の経験を忘れていたのです。

大阪を襲った津波の前日には、駿河湾から紀伊半島沖の海底で発生した地震によって、津波が駿河湾、伊勢湾、三重県沿岸の町や村、港を襲い、大きな被害が出ました。こちらは東海地域を襲ったので、安政東海



江戸時代に大津波が起こった年

1707年	宝永地震津波
1854年12月	安政東海地震津波
同年12月	安政南海地震津波

地震津波と呼ばれています。この続けて起きた二つの地震によって静岡県沿岸から九州の太平洋沿岸一帯では、数千人の人々が犠牲になったといわれています。丁度この時には、鎖国していた日本に開国を迫って下田港に停泊していたロシアの軍艦も津波の被害を受けています。

犠牲者の供養と災害の体験を伝える石碑

この津波によって大阪で亡くなった人は341人といわれています。当時の人たちは150年前の津波の経験をおぼれたために、再びたくさんの方が亡くなったことを悔やみました。そして、後世の人たちが大阪も津波に襲われることを忘れないように、言い伝えを残すことにしました。それには風雨にさらされて刻んだ文字がわからなくなることのない石に文字を刻んで、多くの方が目につくところに建てておくのがよいと考えました。

その碑文の最後には、これからの人たちがこの悲劇を繰り返さないように、そして、石に刻んだ警告の言葉は薄れてしまうから、毎年墨を入れてはつきりとわかるようにしておくことも刻み込まれています。この石碑は現在、大阪市浪速区幸町3丁目の大正橋東詰北側の歩道にあります。今も地域の人たちが石に刻まれた教えを守り、墨を入れて文字が消えないように石碑を守っています。

津波の経験を未来へと伝える

平成5（1993）年に、北海道南西沖地震の津波で深刻な被害を受けた奥尻島の人々が、自らの被災・復興の経験を若い世代や東日本大震災の被災者に伝える取り組みを行っている。

北

北海道南西沖地震が発生したのは平成5年7月12日、午後10時17分。マグニチュードは7.8であった。震源に近い奥尻島では、地震発生から2〜3分後に津波が来襲し、海岸沿いの集落が壊滅的な被害を受けた。この災害による奥尻島での死者・行方不明者は198名にのぼっている。

「揺れがおさまってから直ぐに、祖父を背負い、祖母の手を引いて家の裏の高台にある灯台を目指して避難をしました。坂の途中で振り返ると家が流されるのが見えました。あと少し逃げられるのが遅れていたら命はなかったです」

そう語るのは奥尻町の消防署員の三浦浩さんだ。当時、三浦さんは高校1年生。海岸から200m程離れた家で祖父母と暮らしていた。

三浦さんが地震直後に避難することができたのは、昭和58（1983）年

に発生した日本海中部地震の経験があったからだ。当時、5歳だった三浦さんは祖父母に手を引かれ、灯台へと逃げた。この時以来、地震があったら一人でも直ぐに逃げるようにと祖父母に言い聞かされていたのだ。

三浦さんはその後、高校を卒業すると、災害から地域を守りたいという思いから消防士となったが、津波の経験は早く忘れ去りたかった。しかし、防災に取り組むNGOの依頼で、平成16（2004）年のスマトラ島沖地震で津波の被害を受けたタイとスリランカを訪れたことが転機となる。両国で自らの経験を話したことがきっかけとなり、三浦さんは「一人でも助かる命があるのなら、津波の教訓を広めたい」と考えるようになり、奥尻島でも津波経験を語り継ぐ活動を始めた。

そうした中、平成23（2011）年の東日本大震災後に三浦さんは、岩手

県宮古市田老地区の田畑ヨシさんと知り合う。田畑さんは、昭和8（1933）年の昭和三陸津波での経験を紙芝居に描き、30年以上にわたって数多くの人に語り継いできた。田畑さんは東日本大震災では自宅を津波で流されたが無事に避難をしている。

田畑さんの活動に心を動かされた三浦さんは、自身をモデルにした紙芝居を作ることを決意。妻や同僚、友人からも協力を得て、「あの坂へいそげ」と題した紙芝居を平成24年夏に完成させた。三浦さんは現在、「奥尻島津波語りべ隊」の一員として、地元の子どもたちや島を訪れる中高生、東北の被災者などに紙芝居を披露している。

「命は一度落としたら戻ってきません。時間も一度過ぎたら戻ってきません。『時間は、命』なのです。未来の命をつなぐために、あの時に生かされたと思っっています」と三浦さんは言う。



母校の小学校で紙芝居を演じる三浦浩さん（左・三浦浩さん提供）、防災教育プログラムに参加する高校生に、奥尻島の津波被害について説明する満島章さん（右・満島章さん提供）



「防災ロールプレイ」の住民役として避難をする高校生（奥尻町提供）



避難生活を体験するための炊出し訓練（奥尻町提供）



「防災ロールプレイ」で立ち上げられる災害対策本部（奥尻町提供）

支援への恩返し

三浦さんが隊員の「奥尻島津波語りべ隊」は平成24年4月に結成された。東日本大震災以降、地震・津波からの復旧・復興対策を視察するために、奥尻島を訪れる自治体、研究機関、報道機関などの関係者が急増した。そうしたニーズに応えるとともに、災害の教訓を後世に伝えることが語りべ隊の目的である。隊員は30歳代から60歳代までの13名。それぞれの隊員が、自らの経験をともに、被災経験、復興とまちづくり、防災教育などのテーマで語る。結成以来、隊員は島内外で1500名以上の中高生や自治体関係者にその経験を伝えている。

「私も東北の被災地で奥尻島での経験を話し、『必ず復興できます』と皆さんを励ましてきました」と語りべ隊の一人で、奥尻町水産農林課の満島章さんは言う。「奥尻島は災害の後、全国の方々から支援を頂き、5年で復興することができました。自分の経験を話すことで、その恩返しをさせて頂いているのです」

奥尻町では、教育旅行として島を訪れる中高生を主な対象に「防災学習プログラム」を実施している。平成17（2005）年以来、北海道の学校を中心に1000名以上の生徒が来島しており、奥尻島津波館や防災施設の見学、語りべ隊による講演、住民とのディスカッション、炊き出し体験などを、津波から復興した地で体験している。

さらに、「防災ロールプレイ」の体験も可能である。これは、生徒が、公務員、消防団員、医師、住民などの役割を演じ、1時間ほどかけて行う避難と救護の訓練である。訓練が始まると、災害対策本部を立ち上げ、避難誘導、負傷者確認といったことを、生徒自らの判断で進めていく。訓練では実際に、町の緊急サイレンを鳴らしたり、消防車や模擬救急車を出勤させて臨場感を出すことも行われる。

「訓練は本番さながらで進められるので、生徒は非常に緊張感を持って参加します。生徒は緊急時の冷静な判断、チームワークの重要性などを学ぶことができます」と満島さんは言う。「これからも私たちは、奥尻島の経験を積極的に伝えていきます」

『ぼうさい』春号 [No. 78]

平成27年3月16日発行 [季刊]
http://www.bousai.go.jp/kouhou/

●編集・発行

内閣府（防災担当）普及啓発・連携参事官室
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎第8号館
TEL:03-5253-2111（大代表）
FAX:03-3581-7510
URL: http://www.bousai.go.jp

●編集協力・デザイン

株式会社ジャパンジャーナル
〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町2-4-6
エフアンドエフロイヤルビル7F
TEL: 03-5298-2111（代表）
URL: http://www.japanjournal.jp

●印刷・製本

敷島印刷株式会社
printed in Japan

『ぼうさい』夏号は平成27年6月発行の予定です。

編集後記

「第3回国連防災世界会議」は大きく分けると、国連が主催する本体会議と市民が主体で誰もが参加可能なパブリック・フォーラムとで構成されている。

そのパブリック・フォーラムのひとつにおいて、本誌第77号掲載の女川中学校の「命の石碑」の取組が紹介されていた。その他にも数多くの行事が開催され、海外参加者の皆さんと地元の方たちとの交流や被災地の実情や復興の様子を視察する機会が用意された。

災害リスクを軽減するためには、個人の防災意識と適切な行動、そして身近な人同士での助け合いが重要だ。そのため、本体会議における「国家間での合意」とパブリック・フォーラムにおける「市民による発信と交流」は車の両輪であると改めて感じている。

ご意見・ご感想を、内閣府（防災担当）
広報誌「ぼうさい」担当宛で、はがき、
FAX、メールにてお寄せください。

東日本大震災 復興支援の情報サイト



各ホームページに、東日本大震災により被災された方、そして支援をお考えの方に役立つ情報が掲載されています。

日本政府を通じた東日本大震災義援金受付

皆様から寄せられた義援金は、地方公共団体を通じて、被災者の方々へ届けられます。
全国の銀行、信用金庫、郵便局から指定口座「東日本大震災義援金政府窓口」へお振込み下さい。

受付期間

平成23年4月5日(火)から平成27年3月31日(火)まで

<http://www.cao.go.jp/gienkin/>

復興庁

復興庁は、復興に関する国の施策の企画、調整及び実施、また、地方公共団体への窓口と支援等を担う組織です。
ホームページでは、復興交付金制度や被災者支援関連情報、また現地の取組や関連資料などの最新情報が入手できます。

<http://www.reconstruction.go.jp/>

「復旧・復興支援制度情報」のページ

国や地方公共団体が東日本大震災の復旧・復興のために整備している支援制度の検索サイトです。
様々な支援制度を横断的に検索し、条件にあったものをすばやく探すことができます。
県外避難している方からの相談にも、県名や市町村名から簡単に調べてご案内いただけます。

個人向け、事業者向け、それぞれの最新支援制度情報が確認でき、フリーキーワード、支援の種類やカテゴリ選択による絞り込みも可能です。

<http://www.r-assistance.go.jp/>

震災から復興へのあゆみ



<http://www.gov-online.go.jp/cam/fukko/ayumi.html>

<http://www.gov-online.go.jp/cam/fukko/index.html>

政府では、インターネットを通じて震災からの復興状況をお知らせしています。
岩手県、宮城県、福島県を中心に、復興に向けて歩む方々の声や取り組みを紹介するテレビ・ラジオ番組を視聴できるほか、各地で撮影された写真、関連サイトへのリンク、生活や事業の再建に役立つ情報にもアクセスできます。